

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

困窮する非行少年とその支援に関する研究

(H22-政策-一般-007)

平成 23 年度 総括研究報告書

平成 22～23 年度 総合研究報告書

研究代表者 鮎川 潤

平成 24（2012）年 5 月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

困窮する非行少年とその支援に関する研究

(H22-政策-一般-007)

平成 23 年度 総括研究報告書

研究代表者 鮎川 潤

平成 24 (2012) 年 5 月

目 次

第 1 章 本研究の趣旨

第 2 章 本調査とその結果

第 3 章 本研究の調査結果とその政策的示唆

第 4 章 おわりに

参考文献

研究発表

1. 出版物
2. 学会発表

1. 本研究の趣旨

厚生労働省と法務省との連携による矯正施設出所者の社会復帰のための支援が平成 21 年から開始された。しかし、成人の分野での取り組みが進展しつつあるのとは対照的に、少年の分野では取り組みが進んでおらず、今後効果的に促進されることが求められる。このため、本研究は、更生保護施設で生活することを選択せざるをえなかった少年がどのような実情にあり、どのようなニーズが存在し、厚生労働の観点からどのような支援を行なうことが求められており、また可能であるのかについて検討を試みたものである。

本研究では、更生保護施設で現在生活している少年たちの状況と意識に関する聞き取り調査を行なうとともに、更生保護施設をすでに巣立った後に社会への適応に成功した元少年への聞き取り調査を行なうことによって、更生保護施設における望まれる援助のありかたや、とりわけ適切な就労機会の提供という労働の観点と、保護者と少年との関係や少年が新たに築く家族関係に関する福祉の観点に関して、厚生労働施策への提言を模索しようとするものである。

すなわち、本研究は、社会的に恵まれておらず、困窮に陥らざるをえないと考えられる少年に、厚生労働の分野と連携したどのような援助が可能かということテーマとしており、より具体的には、更生保護施設で生活する少年が、貧困状態を離脱して、再非行したり再犯したりするのを防止し、社会適応を達成するために有益な機制や達成を援助する制度について調査研究するのを目的としている。

2. 本調査とその結果

第 1 章で述べた趣旨のもとで、本調査では、初年度の平成 22 年 9 月から平成 23 年 3 月にかけて、更生保護施設の協力を得て、更生保護施設在住の男子と女子の非行少年とその保護者に対する聞き取り調査を

行ない、あわせてイギリスの矯正施設を退所して困窮している非行少年のための施策についても調査を行なった。

初年度は、更生保護施設に在住中の少年に関して計画どおりの男女各10ケースの聞き取りを行ったが、この成果の上に第2年度は、更生保護施設を出所した後、男子について社会への適応に成功しているケースを中心にして7ケースを計画していたところ、9ケースの聞き取り調査を行なうことができた。その内訳は、社会的適応に成功した7ケース（中部地方5、近畿地方2）、成功していない1ケース（近畿地方）、出所して職業訓練校へ入校した直後で判断しがたい1ケース（九州地方、より正確には沖縄）——の聞き取りを行った。

他方、女子については更生保護施設での生活者数が男女で異なることもあり、本年度はより少ない3ケースを予定していたが、男子が退所後に順調に生活して以降も施設と連絡を取り合うのに対して、女子は施設を退所した後、ほとんど施設へのコンタクトがなくなるということが判明した。ほんのたまに電話がかかってくることもあっても、それは生活がうまくいってなくて金の無心をする場合とのことであった。そのため直接的な聞き取り調査を断念し、出所後社会的適応に成功しながらも断続的にコンタクトを取ってきた2ケースについて北海道と東京の施設長から聞き取りを行うにとどめた。

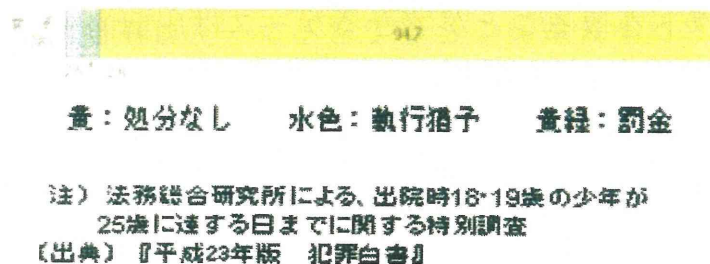
この経緯についてより具体的に述べておきたい。調査者は、全国にまたがる更生保護施設に問い合わせ、成功したケースを持っている更生保護施設から現在もコンタクトを維持し、特に何らかの運動団体などに関与することなく通常の生活を送っているケースを集め、さらに情報提供が可能なケースについて本人への聞き取り調査を行ないたいと考えた。このため、とりわけ女子少年の収容者数が多いと考えられる全国の施設、すなわち北海道、東京、岐阜、京都、広島、福岡の更生保護施設に対して、社会的適応に成功したケース（および失敗したケース）について、少年またはその後成人年齢に達した対象者へのインテンシヴな聞き取り調査を行なうことを依頼した。（なお、東北地方の施設へは、地震、津

波その他の災害の被害を被っている可能性があるため、仕事の負担をさらに増やすのは忍びないと考えて調査への協力を依頼するのは遠慮した。)しかし、依頼の過程で重要な事実が判明した。それは更生保護施設を出所した女子の少年または元少年は、自分が在住した施設へ出所後にコンタクトを取ってくることはほとんどなく、調査対象に該当するとともに聞き取り調査が可能な女子少年または女性はいないとのことであった。(ただし、より詳細に情報収集した結果、退所者の数から考えると、退所後もコンタクトを取ることができるケースは圧倒的少数ではあるが、施設退所後の「成功例」と推定されるものが3ケースあった。そのうち、関東地方の2ケースについて、1ケースは聞き取り調査を最終的に辞退したが、これは退所して間もないもので、まだ社会復帰の帰趨が明確とはいえない段階にあると推定されるためであり、もう一つのケースは試験観察に属するもので、本調査の対象として合致するものではなかった。第三は北海道のケースであった。これは、当該の更生保護施設の行事がマスメディアで報道されたのをきっかけとして訪ねてきたが、最近は姿を見せずコンタクトが取れなくなっているとのことであった。なお、これらの2ケースについては、間接的ながら施設職員からの聞き取り調査を行った。いずれにしても女子の全体的な特徴としては、更生保護施設を退去した後、施設を訪ねてきたり、電話でコンタクトを取ってきたりする元女子少年や女性は皆無に近いということが大きな特徴である。これは調査設計をしたときにはまったく予想していなかった結果であり、事前の準備で、男子少年のための施設で、聞き取りが可能な該当者がいることを確認し、そのことは女子にも当てはまると想定していたが、まったく予想しない結果となったことを正直に述べておきたい。

なお、女子についての聞き取りを間接的な2ケースの段階でとどめた理由としては、『平成23年版 犯罪白書』で少年院退院者に関する特別調査の結果があげられる。そこでは、18, 19歳の男子が少年院を仮退院した後、25歳になるまでに約16%が実刑、15%が執行猶予付き判決を受けるのに対して、女子は執行猶予付き判決を受けたものが約3%のみで実刑判決は皆無であったことが示されている。したがって、女子少年院を仮

退院した後に更生保護施設で生活し退所していった者も、再犯を行わず社会適応に成功している可能性が高いというように推論されることから、あえて困難を克服する方策について、男子ほどに探求する意義が大きくないと判断されたためでもある。

図1 少年院出院者の主要刑事処分の状況（女子）



しかし、これは非常に重要な思いもかけない新たな発見であり、今後の課題を示すものでもあったということもできる。すなわち、初年度の調査によると施設において自らが望む仕事への就労が容易ではない女子のほうが、それが容易な男子よりも再犯が少ないというパラドックスである。社会的適応における就労のウェイトが男女で異なると考えられるということである。しかし、果たしてこれが男女機会均等の観点から考えて望ましいといえることであるのか、女子の退所者が真の意味で社会復帰に成功しているといえるのかどうかということが疑問として残る。つまり、施設を出た後の長期間にわたる職業の変遷に関する調査が可能なままに留まっていることは、明らかに今後の課題である。たとえ更生保護施設を退所した当初は社会的に好ましい、あるいは一見したところでは(当面は)適切であると評価される仕事の内容であったとしても、その後、仕事がどのように変遷しているのか、さらには退所時の仕事の状況についても精査した調査が行なわれ、その結果に基づいて今後改めて対応について検討が深められるべき有意義な課題と思われる。

社会的適応に成功した男子7ケースに対する聞き取り調査では、聞き取

りの早い段階で、自分が再犯を行わずに社会的適応に成功した要因について自由に述べてもらった。聞き取り対象者は、先の『平成23年版 犯罪白書』の特別調査がもっとも再犯に陥りやすい時期と指摘している時期を乗り切った、施設を出て3, 4年を経過した現在20歳代前半のケースがほとんどであったが、彼らが自らの再犯を防止した要因は表1のとおりである。

表1 社会的適応の支えとなったもの（重複選択）

| 項目 ケース | 仕事 | 家族 | | 職員からの信 頼 | その他 |
|-----------|----|--------|--------|-------------|-----|
| | | (定位家族) | (生殖家族) | | |
| 7 | 7 | 2 | 2 | 4 | 1 |

彼らが指摘する、社会復帰の最も大きな成功要因は、仕事である。次に、家族や職員との信頼関係を指摘する者が同数であった。表に示されるとともに、聞き取りを行った社会的適応に失敗していた男子のケースは、就労も流動的で家族関係にも問題があり、施設には自分が困ったときに来訪するタイプであったことから、就労及び職員との信頼関係の重要性が改めて認識されるものである。なかでも職業の重要性は、社会的適応に失敗した元少年が自らも安定的な職業と収入源を欠いていることに言及していたことに見られるように、最重要の要因と思われる。(注1)

なお、表の家族のうち「生殖家族」には、すでに結婚して子どもがいるもの1名とともに、同棲中のもの1名も含めた。これらのケースから、前者における妻子に対する責任感、後者における結婚式の資金を女性と一緒に貯めるといった目標といった新たな「家族」メンバー紐帯ばかりで

はなく、女性の親が間接的に重要な役割を果たしているということが判明した。すなわち結婚について女性の親の承諾や合意を得たり、親からの信頼を獲得するということが重要なファクターとして加わっていることが発見されたのである。女性の親から結婚への承諾を得るために、まじめな生活、勤勉な生活、安定した生活を行なう必要があるということである。今回の聞き取り調査では2ケースに過ぎないため、より多くのケースに当たってその妥当性が検討される必要がある。元非行少年によって形成される家族が犯罪への抑止力となり、社会的適応を促進するのはどのような場合であるのかについては、より家族の類型を精査して探求するに値すると思われる。

3. 本研究の調査結果とその政策的示唆

本研究で得られた調査結果の今後の政策的活用としては以下のものが考えられる。

第一に、更生保護施設の少年たちへの就労機会の提供はもとより、今後、将来におけるより広い職業選択に役立つ機会が提供される工夫がなされることが望ましいと考えられる。

これは、現地調査を行なったドイツの取り組みが示唆しているように、最新の技能を提供することが望ましいと考えられるとともに、さらに、少年院や更生保護施設以降における少年の社会復帰への働きかけが、労働行政や社会福祉とが連携し、非行少年の個人的なニーズや意向を尊重するとともに、社会の大きな変化を認識してそのニーズに合致したものを提供し、それが国全体として効率的に行われることが望ましいと考えられる。

元非行少年たちにとっては、日々の営みが社会生活への適応であり、本人たちが完全に社会復帰に成功していると考えているわけではない。このような元少年たちの主観的な意識が明らかになったのも今回の聞

き取り調査の重要な意義の一つと言えよう。元非行少年たちは、日々努力をしており、もう何の心配もない状態で社会に適応できていると考えているわけではないということが理解される必要がある。彼らは、毎日の実践によってたえずそれを達成しているということである。すなわち、それは絶えざる努力の試みの過程であり、たえずその途上にあるということである。

この日々の達成にとって仕事は最も重要な要素となっている。聞き取りの際の、複数の元少年の発言にも「仕事がでかい…仕事が90パーで」、「17歳で始めてから(3年間)皆勤」、「収入あるし、悪いことしなくても…一人暮らしをはじめると、こういうことが大変だったんだと気づく…自分に責任…逮捕されるような悪いことはしない」というものがあった。ただ、多くの少年たちが屋外の工事現場で働いていることが長期的に考えたときに気がかりである。

この点について、ドイツでの海外調査で明らかになった少年の矯正施設における職業訓練が示唆的である。ドイツの非行少年の矯正施設では、コンピュータで制御された最先端の機械を用いて収容少年に対する職業訓練が行なわれている。その重要な特徴は、施設で行なわれている職業訓練が提供可能な最高水準のものであり、犯罪を行なった少年だからということで一般の少年、青年、人々を対象とするものよりも質が落ちるといったものではなく、時代遅れというものでもないということである。さらにもっと重要な特徴は、何よりもその職業訓練が矯正施設のみで孤立して、閉鎖的に行なわれてはいないということである。すなわち、職業訓練に参加しているのは、矯正施設の少年たちばかりではなく、近隣の一般の青少年もまた施設の外の自宅から通ってきて訓練を受けているということである。閉鎖施設でありながら、地域に対して開かれているということ、コミュニティの人々にとって制度として解放され機能しているということである。

この点に関してわが国では、例えば少年院の職員として社会福祉士が採用されたり、少年院から仮退院の準備をするに当たってハローワークに連絡を取ったりすることが行われるようになった。これは、法務省と

厚生労働省の連携が始まったことによるもので、少年院を仮退院する少年の社会復帰のために好ましい効果を与えることが期待される。しかし、少年院で行なわれる職業教育が地域の青少年に開放されていたり、一般の青少年が参加するには至っていない。少年院において 20 年ほど前から行なわれている資格取得に関しては、例えばフォークリフト、溶接、危険物取扱者をはじめとしてバラエティに富むものになっている。しかし、それらはあくまで施設の内部で非行少年を対象として行なわれているにとどまっている。資格取得を目的とする以外の職業教育ではシンプルな機材を用いた伝統的なハンドクラフト的な内容が中心であったり、忍耐力を含む勤労意欲の涵養が図られたりもしている。

調査者の知る、更生保護に携わる民間の篤志家である保護司の中にも企業の経営者が加わっていたりもする。通常、保護司はおおむね一年に一回、矯正施設の参観を行なうが、そこで行なわれている成人の矯正施設の刑務作業や少年院での職業教育が時代遅れのものとなっているとの印象を強く持つものがある。

効率から言っても、職業訓練を施設の内部に留めておく必要はないであろう。とりわけそれらが、最先端のものを求めて施設の外に通わせることもできれば、施設の中に最先端の機材を導入して、施設に收容されている少年ばかりではなく、機械の設置場所や、それが設置されている場所への外部からのアクセス等について十分な配慮をしたうえで、一般の少年たちに対しても機会を提供して受け入れるという方針転換がなされてもいいのではないだろうか。いうまでもなく、わが国では財政が逼迫している下で少子化が起きており、予算を効率的かつ有効に使用する必要がある、その意味からも省庁の枠を超えたいずれかの方策が採用されるのが好ましいように思われる。

こうしたことが、少年院や、少年刑務所で少年が收容されるセクションにおいて、そしてさらに更生保護施設に関して、更生保護施設が位置するコミュニティにおいて、少年たちが更生保護施設に在住する期間に、施設を取り巻く社会的環境において機会が提供されるような便益が考案されることが望ましいと考えられる。

第二に、元少年たちが指摘する立ち直りによる社会適応を成功させた要因は、更生保護施設の職員からの信頼である。

ある元少年が「根拠のない信頼」という言葉を用いていたが、この言葉は少年と職員との間に形成される信頼の特徴を最も適切に表現しているように考えられる。すなわち、少年たちは更生保護施設で生活することになった経緯においても、すでに警察、検察、少年鑑別所、家庭裁判所、保護観察所、少年院などの施設を経由してきている者がほとんどである。更生保護施設に至るまでにも、家族の親をはじめとするメンバー、警察官、少年鑑別所の技官や教官、家庭裁判所の調査官や裁判官、保護観察所の保護観察官や地域で指導にあたる保護司、そして少年院の教官等と接し、コミュニケーションを行ない、そのなかで誓いを述べ、結局それを守れなかったり、そうした専門家や大人たちの期待を裏切ったりしてきた。もう見離されたとしても文句が言えない自分であるにもかかわらず、更生保護施設の職員が、自分が立ち直ることを受け入れ、施設の生活の中で信じて対応してくれたというのである。元少年のなかには、すでに更生保護施設を体験し、そこにおいて職員を裏切る行為をして少年院に入るようになったにもかかわらず、再度同じ更生保護施設の職員が受け入れてくれたことに言及する者がいた。聞き取り調査の中で元少年たちには、「根拠のない信頼」という言葉以外に、ダイレクトに「信用してくれた」、「見捨てなかった」という言葉を用いた者や、更生保護施設での生活について「自分たちで考えてするので、毎日が勉強」と表現した者もいた。彼らは、親との間に築きえなかった信頼の絆を職員との間で形成したということさえできるように思われる。

こうした、少年と職員との信頼関係を促進するために客観的条件が整えられることが望ましいと考えられる。すなわち、困窮する非行少年の立ち直りへの対応を充実させるためには、非常に不遇な状況に置かれている更生保護施設の職員の待遇を大幅に改善する必要があると思われる。

この点に関して、平成 24 年度から、法務省保護局によって、更生保

護施設のなかでも、少年や薬物乱用者といった処遇に特別な配慮が必要になる者、つまり再犯をさせないように処遇するには手のかかる者を引き受けるにあたっては、2800 円の措置費の上乗せを行うという工夫がなされることになった。このように改善の端緒がもたらされたのは高く評価するに値する。

ただ、調査者が成人を中心とした更生保護施設で少年の枠を持っている施設を訪問して聞き取り調査を行ったところでは、一度少年を引き受けたが、少年は成人の約 3 倍の手間がかかり、施設内で問題行動をしたりするのでもうコリゴリであり、2 度と引き受けるつもりはないと明言する施設の責任者もいた。確かに少年 1 名当たり 2800 円の上乗せは有意義なことである。ただ、この上乗せの費用を捻出するために、成人の措置費が逆に減額されたようだが、成人の定員とともに少人数ながら少年の定員枠をも持っている更生保護施設が、総収入の減額を防止するために、少年の収容を開始したり促進したりするようになるかといえ、その可能性は大きくないように筆者には推測される。

調査者は改善に敬意を表して歓迎すべきものとして評価するものであるが、成人を中心とした施設にとっては、非行少年を引き受けるにはリスクが依然として高すぎ、他方で、少年のみを引き受けていたり、少年を中心とした施設にとっては、1 日 2800 円の増額では、まだ十分とはいえないレベルにとどまっているように思われる。

第三に、少年院以前に非行少年と関係した社会福祉機関における少年への対応を再検討し、必要に応じた改善がなされる必要があると思われる。

更生保護施設の少年たちにはそれ以前に養護施設や児童自立支援施設などの社会福祉施設での生活を経験してきたり児童相談所・児童福祉センターでの社会福祉機関における対応を経験してきたりしている少年たちがいる。いやむしろ、圧倒的多数の少年が経験してきている。児童自立支援施設は非行少年への福祉的対応機関であるが、養護施設はそうではない。少年たちからの聞き取りをしている過程で、養護施設です

でにさまざまな犯罪の加害行為を行ったり、被害にあったりしていることが判明した。その初期の段階で適切に対応することによって、その後の少年院への送致を避けることができるのではないであろうか。いやより精確には、その後に少年院送致という家庭裁判所における少年審判の決定をもたらすような非行をすることを避けることができる余地があるのではないかということである。たとえば、とりわけ養護施設では、未就学の児童から高校生までの多感な思春期を含み、身体と精神の発達のアンバランスな時期を含む子どもたちの相互作用のダイナミックスが働いている世界である。コンフリクトが常に発生している。同年齢の複数の子どもたちが同居することによって対抗関係も発生しやすい。コンフリクトはより重大化するとともに、一人の逸脱行動に対して複数の少年たちが同調して参加し、エネルギーが相乗化し、非行などの逸脱行動が増幅し、職員が十分に対応しきれていないと推察される事態も発生している。児童を対象とした社会福祉施設の職員は、非行や重大な事象が発生するような場合に対処する能力を涵養するという訓練を受けている必要があるのではないかと思われる。

しかし、あえていうならば、こうした児童を対象とした社会福祉施設は、他の子どもたちが一般的に置かれている環境により近い環境で育成され、成長するのが望ましいのではないのだろうか。よりダイレクトにいうならば、委託される「保護者」とのマッチングが重要なテーマになることは当然の解決されるべき課題として、良好な関係が形成されない場合への対応策、または良好に推移しない兆候が現れた段階での対処方法等について考案されたうえで、たとえば里親などの家族により近い家庭的環境が提供されるのが望ましいのではないであろうか。

このことについては、スウェーデンでの里親制度が参考になると思われる。平成 23 年 9 月の海外調査によって、スウェーデンでは少年院を退院した後の少年に対しても、再び施設的なまたは寮のような環境で生活させて社会への再適応を図るのではなく、行政機関ではなく、すなわち国家公務員や地方公務員ではなく、民間の業者、NPO 法人の職員によって里親のもとへ委託されるといった形態が取られていることが明らか

かになった。このことは更生保護施設の今後のあり方についても参考になるように思われる。ただし、スウェーデンでは 18 歳未満の少年が対象となるのに対して、日本では、欧米諸国であればすでに成人したと見なされる「年長少年」をも含めて対応しており、その年齢層の少年が多くを占めるわが国とは状況が異なることが認識される必要があるだろう。少なくとも、更生保護施設の職員対少年の比率が、より社会福祉施設における比率に近いものに改善される必要があることだけは確かに思われる。

第四として、更生保護施設の少年たちには親子関係が完全に途絶してしまったり、関係の修復に大きな困難を伴うと思われる崩壊的状態の家族が見られ、とりわけ女子の非行少年の家族のほうが崩壊度が高いのではないかと推定される。そのため、より正確な調査が進められる必要があるとともに、わが国の民法（家族法）の単独親権の見直しについても検討する余地があると思われる。

離婚後の親権について日本は、世界的に見て、とりわけ先進国においてマイノリティに属するものとなっており、ハーグ条約にも加盟していないため、外国人と結婚しその後離婚した日本女性による子どもの連れ去りによって国際的な非難を招いたりもしている。その根底には、先進諸国の多くでは離婚に際して子どもについて共同親権制度となっているのに対して、わが国では単独親権となっていることがあり、子どもが乳幼児や幼少であったりする場合ばかりではなく、小学校、中学校、高等学校の学齢期にあっても、子育てにおける母親の役割の重要性が評価される形で、母親が親権者となる場合が多数を占めている。しかも、父親との面会交流が十分に保障されていない現状がある。離婚家庭の少年は母親の一存によって、父親が不在の母子家庭で成育されるケースも多く、これは男子少年にとっては、身近な父親のモデルが存在しないというハンディキャップを伴った家庭環境で生育することを強いることになる。また、いったん母親が親権者になってしまえば、その後再婚するような場合においては、もはや子どもの生物学的父親へ一切相談したり、彼か

ら了承を取ったりすることなく、新たなパートナーと子どもとの間で養子縁組をし、子どもに対して新たな父親を与えることになり、そこに子どもの意思や希望が反映される余地が少ない。15歳未満であれば、再婚相手と自分の子どもとの養子縁組を、子どもの意思と無関係に行なうことができるし、15歳以上であったとしても子どもにとって親の意思に反する拒否をすることは容易ではない。

日本の法制度は、生物学的父親が自分が設けた子どもに対する責任を放棄することを問題とせず、むしろそれを促進するようなシステムになっているといわざるをえない面を持っている。いうまでもなく親によっては面会交流さえも好ましくないと考えられるケースもあるが、基本的には自分たちが設けた子どもについては、その成人までの成育のまず第一責任者であるというスタンスで臨むことがふさわしいように考えられる。日本の現状は、この点について改善の余地があるものと思われる。

調査者が聞き取りを行なった少年で、その後更生が成功しなかった一人の少年は、4人の父親を持つ。すなわち今までに短、中長期に一緒に生活してきた父親が4人いる。

聞き取りの際には、自分の認識に自信がなく絶えず他者の顔色をうかがって発言してきたと思われる形跡があった。これは調査者に対してというよりも、自分よりも年長者に対して、あるいは自分に対する裁量権を持っていたり、自分とほぼ同年齢であっても自分よりもパワーを持っていたり、自分に対して大きな影響を与える可能性があるとして少年が判断した人間に対して、絶えずその意向に反することがないように、自分に不利な結果を招くことがないようにと常に考慮を払っており、調査者の場合はまったく自由に語ってもらうという形式で聞き取りを行なっていたが、非常に敏感に言動を行なってきたという習慣の現われのように思われた。長期にわたって共同生活が持続することになると予想される父親に対して、その父親は少なくとも4度変わったわけだが、その都度新たな予想不可能な事態に直面して仕切り直しを繰り返し、緊張を強いられてきたものと思われる。その都度、自己の考えを表明することを恐れるものであり、とりわけ表明した考えに対して否定的な反応が返ってく

るのではないかと習慣的に警戒し、父親に対して安定的な関係を維持しようにも父親が次から次へと変わるため、その都度異なる、一からのやり直しを強いられ、父親を自己の成人した男性のモデルとして設定し、それを目標とすることが不可能だったのはもとより、自我を発達させることが不可能であったばかりか、アイデンティティの確立も容易ではなかったのではないかと推測される。自分の前に立ち現われる新しい父親の意向を常に敏感に読み取ることによって生き延びてきたと思われるが、安定的な父親との関係を構築して維持することによって、成人男性のモデルを得てより健康的な自我を発達することができるのではないだろうか。そうした機会を与えられる権利があるのではないだろうか。また、更生保護施設の子在住者は、男子の在住者よりも親子関係が不良である、より明確に言えば、遺棄の程度が非常に激しかった。もし単独親権でなければ、こうしたリスクは低減したのではないかと推測される。

今回の聞き取り調査によって得られたこうした新たな仮説に関して、母子家庭において母親の配偶者が多数変遷するような場合に、男子少年はどのような影響をこうむるのかについて、今後調査を推し進めていく必要がある。その際の課題として、調査内容がプライバシーと関わる部分が多く、また、それがポイントでもあるのだが、匿名性を保持しつつできるだけ深層にまで至る聞き取りを行うとともに、必ずしも容易ではないと予想されるが、可能な限り調査できるケースを増やすことであるといえよう。(注2)

4. おわりに

最後に確認されるべきこととしては、本研究調査から得られる上記のような提言的な示唆は、「子ども（児童）の権利条約」はもとより、「北京ルール」や「リヤドガイドライン」など、子どもの人権を尊重する国際準則に則って推進され、充実されて行く必要があると言えよう。

以上、本報告で述べてきたような内容が少しでも政策の立案の際に顧

慮されて少しでも役に立つところがあれば望外の喜びである。

<注>

- 1) なお、聞き取り調査の過程で、職業、仕事によって得られる安定した収入と関係することとして、今後の更生へ「パチンコ」の悪影響が懸念されないわけではないことを指摘しておきたい。

聞き取りを行った者の約 20%が趣味としてパチンコをあげた。そのうち一人は、勝ったときは 17 万円くらいを得たことがあり、負けるときは 5 万円くらいを失うと言う。いうまでもなく負けるときのほうが多い。それにもかかわらず、パチンコ屋へ通うのは、やはり勝ったときの快感が非常に強烈で忘れがたいためであろう。

法律的に賭博を禁止しながらも、他方で実質的には多額の金銭が用いられる賭けが行われ、実際にそれが現金に変えられることが容認されているとしか思われない現在のシステムがはたして妥当なのかどうか、健全な娯楽といえるのか、はたしてどのような影響を犯罪者や被害者の更生に（そして、そもそも一般の人々による犯罪発生についても）与えているのかを冷静に検討する時期に来ているように思われる。

- 2) こうした指摘は、今回の研究調査とともに、調査者が家庭裁判所調停委員として、離婚、親権争い、面会交流などの家事調停の経験にも基づいているものだが、今回はこの点について論述する場ではないので機会を得てより演繹する機会を得たいと考えるが、いずれにしても児童の福祉施設と親権に関する提言は試行的なものにとどまっていることを付言しておきたい。

<参考文献>

鮎川潤「犯罪白書と少年非行・若年成人犯罪研究」『罪と罰』第49巻1号、5-15頁、2012年。

花島政三郎『10代施設体験者の自立への試練：教護院・20歳までの試練』法政出版、1996年。

法務省法務総合研究所編著『平成23年版 犯罪白書』

他

<研究発表>

1. 出版物

鮎川潤 「犯罪白書と少年非行・若年成人犯罪研究」『罪と罰』第49巻1号、5-15頁、2012年。

鮎川潤 「日本における少年非行への対応」、第8回 公開シンポジウム『現代日本の犯罪発生率の低さを理解する (Understanding Low Crime Rate in Modern Japan) 成果報告書』、日本犯罪社会学会、38～51頁、102～110頁 (英語)、2012年。

2. 学会発表・学会報告

鮎川潤 「日本における少年非行への対応」、国際犯罪学会 第16回世界大会 (16th World Congress International Society for Criminology)、日本犯罪社会学会主催 第8回 公開シンポジウム(4名)、テーマ：「現代日本の犯罪発生率の低さを理解する (Understanding Low Crime Rate in Modern Japan)」、2011年8月。

鮎川潤 「困窮する非行少年とその支援に関する研究」、子ども家庭福祉研究講演会、恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所主催、2012年2月。

罪 と 罰

罪
と
罰

日本刑事政策研究会報

卷頭言

- 刑の一部の執行猶予と保護観察……………青沼 隆之
- 論 説 『平成23年版犯罪白書』
- 犯罪白書と少年非行・若年成人犯罪研究……………鮎川 潤
- 平成23年版犯罪白書
- 『犯罪動向と犯罪者処遇の現況』……………清水 淑子
- 平成23年版犯罪白書特集
- 『少年・若年犯罪者の実態と再犯防止』
- ～非行少年・若年犯罪者の意識に関する考察～……………田島 秀紀
- 平成23年版犯罪白書特集テーマ
- ～少年・若年犯罪者の実態と再犯防止～
- 『少年院出院者の追跡調査』より……………武田 女雄

寄稿

- 来日外国人少年の非行実態
- 『全国少年院調査から』……………太田 達也
- 海外の刑事政策と日本
- 韓国における犯罪者の位置情報確認制度……………楯山 昇

昭和42年6月16日学術刊行物認可

発行所 財団法人 日本刑事政策研究会
〒165-0026 東京都中野区新井 3-37-2
電話 03(3387)1083

罪 と 罰 第49巻1号

平成23年12月25日 印刷
平成24年1月1日 発行
編集人 清水 治
印刷所 ヨシダ印刷株式会社

第四九巻一號(通卷第一九三號)

